

研究通信

No. 169

1992年8月31日 刊
村落社会研究 会
事務局 学
関西学院大 学
鳥越皓 院
西宮市上ヶ原1番町1-155
TEL 0798-53-6111
(内線5314)

関東・東京地区研究会

日時 一九九二年六月六日

場所 中央大学駿河台記念館

出席者 岩本由輝、安原茂、大森正之、安藤光義、有馬洋太郎、

荒穂豊、長谷川昭彦、吉沢四郎、松田苑子、中道仁美、

磯辺俊彦、清水みゆき、大崎晃、宮崎勇、高山隆三、

三溝博之、相川良彦、河村能夫、鳥越皓之、酒井真恵。

日本村落史研究史

岩本由輝（東北学院大学）

（一）村研において村落史への関心が久しく薄れているようにみえるのは、必ずしも歴史研究者としての僻目とばかりはいえまい。そのような状況のもとで刊行されている『日本村落史講座』全九巻

（雄山閣）も最後の「特論」一巻を残すのみとなった。延べ一五〇人以上にのぼる執筆者を動員した本講座であるが、村研会員としては、「総論」に鳥越皓之が関連諸学の項において社会学の立場から大島真理夫が村落史研究のあゆみの項において近世に関して、「生活（近世）」の生産と労働の項において佐藤常雄が農村、岩本由輝が漁村について、「生活（近現代）」の戦後農村社会の変貌の項において若林敬子が生活の変化について執筆している。村研の村落研究に果してきた経緯からみれば、五人という数は決して多いとはいえないが、そこには現在の村研における村落史への関心の程度が反映されているといえよう。ただ、「総論」の研究史のあゆみの項の近現代は非会員の沼田誠の手になるものであるが、その内容はほとんど村研の共通課題の変遷史であり、その限りでは村落研究史における村研の位置づけはそれなりになされているということができよう。

（二）常民の生活の場である村落を基底視座として日本の歴史を根底から再構築することをうたった本講座は、「総論」、「景観」（二巻）、「政治」（二巻）、「生活」（三巻）、特論（未元）からなる。

本講座の編集は木村礎と福田アジオによって積極的に推進されたものとみなされるが、木村は村落景観とは村落民が大地に刻みこんだ歴史の刻印であり、景観研究とは村落民の生活の場所（空間）の研究とその変化（時間）の研究の総合であるといひ、村落は集落＋耕地＋α（林野・水路・道・寺社等）の小地域統一体として把握されるとする。木村のこうした村落の概念的把握と福田のムラ（集落）・ノラ（耕地）・ヤマ（林野）という村落把握とが本講座では重ね合わされようとしているように見受けられる。なお、福田は、景観とは人間が自然の大地から自分たちの生活に必要な諸条件を割り

取り、生活を安定的に送るために編成した蓄積であるとし、村落景観の歴史的研究においては、単に外から眺めた印象を語るのではなく、人々の生活が示す姿・形を通しての日本の村落の歴史を明らかにするといっている。

本講座では村落史における政治・生活についても福田の定義が積極的になされているが、まず政治に関して福田は、政治権力が村落を掌握し、編成してきた歴史の展開を、政治権力側ではなく、村落に視点を置いて、村の能動的な動きとして捉えるといい、また、生活に関して、村落社会で生産に従事して日常的に暮らしていることのすべてを生活として捉え、毎日どのように暮らしていたのかという問いに応えるためのあらゆる事柄を生活とみ、そこには村人が生まれてから死ぬまで、あるいは死後も含めて関係することの全てを含むといっている。

(三) 木村は村落史には景観研究と生活史研究(共同体研究)があるとしたうえで、生活史には個人や集団が常に直面しているはずの緊張やトラブルは含まれないから、政治のダイナミズムを包括する必要があるという。そして、木村は共同体論には、村落における共同の土地所有の、国家や領主による公的所有や逆に家や個人による私的所有との対抗関係を主軸として考える所有論的共同体論と所有関係をひとまず抜きにして村落内における共同の社会機能を問題として考える機能論的共同体論があるとし、機能論的共同体論では対抗関係や緊張関係は殆ど視野に入れないから非政治的共同体像になると批判する。要するに、階級的視点の欠如ということであろうが、木村の所有論的共同体論については、色川大吉が「近代日本の共同体」(鶴見和子・布井三郎編『思想の冒険』筑紫書房)において、

岩本が『柳田國男の共同体論』(御茶の水書房)において批判している。所有論的共同体論では、田畑の売買に共同体が主体としてかわることのない近世はすでに共同体の時代になってしまう。

なお、所有論的共同体論の先駆といふべき大塚久雄のそれについては、小谷汪之の「歴史の方法について」(東大出版会)における批判があるが、小谷は、大塚の共同体論との対比で、共同体の基本をなすものは、労働組織としての人と人とのつながりであり、そのようなつながりのもとでの人々の生産手段とのかかわりが所有であるとし、その所有の形態は生産力の発展に応じた人と人とのつながりの変化に応じて変化する、とする岩本の共同体の捉え方を関係論的共同体と名づけて評価している。岩本のこうした見解は漁村共同体の実態に触れたことに由来するところが大きい。

ここで人と人とのつながりということであるが、それは自立した個人の関係ということでないことはいうまでもない。それに関連して言えば、共同体研究において personal あるいは individual の訳語を個人的とするのは適当ではない。personal というのは身体的ということであり、individual は身体的という意味で不分割のとすべきである。そうでなければ、有機的な人と人とのつながりがある共同体は理解できない。これらが個人的と訳されてよいのは、近代的な、すなわち非共同的な人間関係においてなのである。

(四) 具体的な日本村落史の研究史については、すでに紙幅がないので述べないが、当面、冒頭であげた大島、沼田の論稿など『日本村落史講座』の「総論」の村落研究のあゆみの項によって頂きたい。それにつけても、近時、村研においてムラ・イエ理論は有効性を失ったとする空気が強い。しかし、ムラとイエを柳田のように共同

体の核をなす労働組織とみるならば、そもそもそのような意味でのムラなどすでに近代にはなかったのである。したがって、ムラ・イ工理論が有効性を失ったのではなく、それが有効性を持つ、共同体が共同体として機能していた時代の村落研究に発動されていないというだけの話である。もとよりムラ・イ工理論が従来そのままいいというわけではないが、それほどに今日の村研の問題意識は歴史を遠ざかっているのである。

〈討論要旨〉

岩本報告が、「関係論的共同体論」という規定（岩本共同体論への小谷汪之の規定）を自ら戦略的に引き受けて展開されたことから、討論は、鳥越会員からの「関係論とは何か」という問いで口火が切られた。岩本会員の批判する「所有論共同体論」も関係論の一つであるとするれば、「所有」以外のいかなる契機（独立変数）が積極的に打ち出されるのかという問いによって、労働組織、人と人・人と土地の繋がりが、そしてそこでの労働の無償無限の交換（労働と労働・労働と保護の交換）関係への岩本会員の着目が確認された。しかし、労働組織の基本になお土地所有があるとされる岩本会員の見解に対しては、労働組織を人と土地を繋ぐ媒体であり中間的・過渡的であるとする磯辺会員より、共同体を労働組織でおさえる場合の不安定さが指摘された。

続いて提出された、労働組織の在り方によって前近代と近代を分かつ場合のメルクマールを問う高山会員の質問は、共同労働の個別労働への解消を想定したものであったが、この点に関しては、共同体外部の商品経済の内部浸透が「手伝い」という無限労働を有償有

限労働へ解消すること（労働力商品化）にメルマールが求められた。また、農民的土地所有の成立によって近世を共同体解体期とする岩本会員の見解について、その内容を問う有馬・松田両会員の質問により、本百姓（イエ）による土地処分（質入れ、売買）のみならず、水呑み層の商品経済との接触機械の増大が論拠として説明された。共同体における人と人の繋がりの独自性をイエ相互間、オヤーク間の労働力の無償交換に求める場合、他方で、人と土地の繋がりにおける自然諸力の無償性さらにはこの無償性の維持に関わる労働、人と人の繋がりとという観点から、きょうの環境問題との関連で筆者にとっては重要に思われる。この点で、「文化の総合体としての、制度・規範の形成体としてのムラ（共同体）」（長谷川会員の発言より）がその外部（他の共同体あるいは都市生活者の制度・規範）をいかに組み込みうるのか、といった問題意識を新たにする討論であった。（文責 大森正之）

中部・近畿地区研究会

日時 一九九二年五月九日

場所 同社大学（今出川校舎）徳照館

出席者 秋津元輝、足高孝夫、安兼坤、池上甲一、交野正芳、

河村能夫、北原淳、金相圭、酒井俊二、坂本礼子、

庄司俊作、田中和美、鶴理恵子、寺口瑞生、鳥越皓之、

野崎敏郎、藤井勝、藤村美穂、古川彰、山本正和、

横山勝英、脇田健一。

韓国の家族親族研究の

現状といくつかの課題

安 秉 坤

研究会での報告では、韓国の伝統的家族研究の研究史的紹介に多くの時間をさいて説明をした。この研究史的な紹介は別の機会により多くのスペースを使って、丁寧に説明したいと思っている。そこで、今回のこの場においては研究会の後半で説明したフィールド調査結果の内容に焦点を絞っておきたい。そしてフィールド調査の関心に関わる限りでの研究史的紹介を冒頭で簡単に述べるにとどめたい。三つの論点について考える。

まず、家という漢字は日本でも韓国でもともに使われているが、それを日本ではイエとよび韓国ではチブとよぶ。十分に予想されるように、これらの用語が類似しているという立場の研究者と異質であるという研究者に見解が分かれている。たとえば、李光奎は「わが国のチブと類似な概念として日本にはイエというものがある。韓国のチブ、日本のイエは用語事体もよく似ているが、その中に含まれている概念とその持っている内容もほぼ同じである」（李光奎『韓国家族の構造分析』一志社、一九七五年、三〇頁）。また崔在錫も同様の意見を述べている（崔、『改訂韓国家族の研究』一志社、一九八二、一一七頁）。それに対し金宅圭は異なる立場をとっている。「日本のイエをよく韓国のチブと完全な同一概念と把握することがあるが、これは慎重に検討しなければならない」「反対であるという意味」問題である。チブを大・小家関係、イエを本・分家関係

つまり、血縁集団の中において考察するとき、両者の差異が分かるようになる。まず、韓国の大・小家関係は日本の本・分家関係と異なり、主従関係におかれる存在ではない。「中略」韓国のチブは長子（実子あるいは子と同行列の養子）継承の原則を守るが、「中略」日本は一系血縁に接合される自主性がたいへん弱い。」（金、『氏族部落の構造分析』一潮閣、三〇五頁）。

二点目の論点は長男の地位である。韓国の研究者は韓国の子の地位は血縁だけによる「既存地位」であるが、日本の子の地位は家長の判断による「成就地位」である（李光奎、前掲書、二八四頁）という点と、日本においては兄弟間の地位の差が激しいという指摘がよくあり、それはある意味で研究史的には理解しやすい指摘であるが、金宅圭の次の指摘は注目に値する。すなわち、別居している長男は韓国においては分家と判断してはならず、「分居的直系家族」とでも表現できるほどに長子と父との家族の結び付きが強い（金、前掲書、二九九頁）という。

三点目の論点は相続についてである。これについては見解が分かっている。李光奎は「伝統的な韓国の家（チブ）の相続を祭祀権、財産権、家長権、に分けてみた場合、祭祀権の相続が最も重要なことで、長男が血縁主義に乗っ取って、祭祀権を継承することによって、財産権と家長権が継承できるようになったということである」（李、前掲書、二一九頁）と主張している。それにたいし、金宅圭は祭祀権を権利ではなく、家長権を継承するに伴う義務と判断している（金、前掲書、三〇四頁）。

以上、三つの論点をごく簡単に紹介したが、ここで見解の分かれている点に留意しながら、以下に示す地域で調査を行ったので、そ

の調査結果の一部を示しておくことにしよう。

調査票の質問内容とその調査結果を整理したものは下の表の通りであるが、これを分析検討してみると次のようなことが言えよう。

第一、韓国における伝統的家族・親族研究においてテクニカルタームとして使われている「チブ」は、日本の「イエ」と「同族（ドウゾク）」とは区別されなければならないということである。

第二、長男の地位が日本に比べて高いということである。これは、韓国における伝統的家族の血縁原理の重視を裏付けているもので、直系家族の中においての親（家長）と長男は次三男に比べてもっとも近い血縁関係にあると思われるためである。また、韓国における伝統的家族の血縁原理の重視がうかがえる。すなわち、養子を取る場合も血縁関係のある者に限っているのである。

第三、韓国における伝統的家族においては、祭祀権相続が家長権相続や財産権相続より優先するもので、祭祀権相続によって家長権が付いていくものとして見ているのである。したがって、韓国の伝統的家族における財（家）産相続が長子優等不均等相続であることは、長男が祭祀権を相続するためである。

したがって、以上のような第二と第三の分析検討を日本の場合と比べてみると、すでに日本の社会学者によってしばしば指摘されていること、すなわち、日本の伝統的家族・親族は「経営的」であるのに対して、韓国の家族・親族は「血縁的」であるということが、この調査結果でもあてはまる。

質問	何を親戚か		同族の最も大切な役割		家族とチバンの関係				結婚する家		別居する家		婿養子かどうか	
	8寸以内	8寸以上	血縁関係	日常生活	同じ意味	家族員以外を含む	その他	家長権	祭祀権	よい	よくない	否定的	肯定的	
30代 男女	3 13	7 3	8 7	2 9		9 9	1 1	1 6	9 10	3 9	7 7	5 10	5 6	
40代 男女	3 3	7 3	9 6	1 9	2 1	8 5		3 2	7 4	1 3	9 3	5 1	5 5	
50代 男女	10 3	19 1	25 3	4 1	8	20 4	1	12 3	16 3	12 1	17 3	14 3	15 1	
60代 男女	3 4	17 3	20 5	1 2	3	17 7	1	6 4	15 3	6 4	15 3	15 5	6 2	
70代 男女	1 2	6 2	7 3		1	6 4		1 1	6 3	2 3	5 1	4 3	3 1	
80代 男女	1	1	2			2			2		2	2		
合計	47	69	95	21	21	91	4	38	78	44	72	67	49	

韓国 慶尚南道 晋陽郡 大谷面 丹牧里（晋陽）河氏 同族村
 対象戸数：152
 回収調査票：116（76.3%）

営農主体の「多様化」と地域資源管理

はじめに

池上 甲一

日本における家族経営の危機をどのように捉えるか。この問題は「家族経営危機の日韓比較」を行う上で基本的な論点の一つである。今回は、そのための予備的考察を行なう。

ところで一九九一年五月、農林水産省は「新しい食料・農業・農村製作検討本部」を設置した。そこでの検討項目のトップに、「多様な担い手の育成」があげられている。¹⁾新政策では、産業としての農業を一義的に追求する農業経営体を担い手として想定し、会社を含む法人の育成を「多様化」として捉えている節がみられる。「多様化」を論議するには、現実如何なる担い手が存在しているのか、その具体的な存在構造を説明する必要がある。その上で、「多様化」がいかなる性質をもち、家族経営と農村地域社会にいかに影響するのか、が次の課題となる。

なお担い手＝経営体は産業としての農業に強く引きつけられた概念であり、それ以上の多面的性格を持つ家族や経営の実体を反映しない。ここでは、経済活動の基盤である水や農地など地域資源の共同管理・利用や、それに付随する農村の環境形成・維持、さらには消費者との直接提携などによる社会関係の再編も広く営農行為として把握したい。それゆえ以下では営農主体という用語を用いる。

一 農村の現代的課題

農業政策はいま二つに分裂している。ひとつは「国際化農政」であり、もうひとつは「新しい保護農政」である。前者は各種の国内的規制の緩和や農産物輸入の自由化を進める立場である。この立場からは、農業生産の絶対的縮小、農業地域資源の減少・資質低下といった問題も産業としての本質強化によって処理されるものとみなされる。後者は、就業機会の提供や地域社会の維持、さらには国土・環境保全といった農業の社会的・生態的役割に注目し、とくに中山間地の活性化という形で展開されている。

個別の営農主体はいずれにせよ、右のように分裂している農政の中で対応せざるをえない。「国際化農政」の下では、産地間競争はもとより、企業による開発輸入・輸入農産物との競争にもさらされることになる。一枚数ヘクタールに及ぶ水田が可能な所や施設型農業では、ある程度のコスト競争力強化も図れようが、そうでない所では品質競争の強化・商品差別化が残された道となる。

しかし農産物の品質は、決定的な差があるわけではない。それゆえ、条件不利地域としての中山間地域は、都市近郊や平地の農村地域と比べて、生産性・所得ともに低位におかれることになる。地域間の所得格差は、八〇年代始めまで次第に縮小しつつあったが、八〇年代後半から再び拡大しつつある。

この背景にはいうまでもなく、プラザ合意以降の経済構造調整の推進がある。それは再人口ばかりか、経済的・社会的・政治的諸機能の東京圏へ集中を加速させている。そのことはさまざまな問題をもたらしているが、農業集落に引きつけてみると、一〇戸〜九九戸の中程度の集落を大きく減少させ、かわって九戸以下と五〇戸以上の集落を急増させている。すなわち、過疎化農村と都市内農村への

分化である。

ことに過疎化農村では、農業の担い手ばかりか、広義の営農主体さえ減少して、地域社会そのものの再生産が阻害されつつある。現状の人口推移が続けば、二〇二五年までに実に二〇の県で郡部人口が二〇%以上減少するという推計もある²⁾。そうした地域では、すでに耕作放棄・不作付地・農地の山林転用が著しく進んでいる。耕作放棄地の増加率は借入面積の増加率を上回っている。そのことは、農村の生産・生活の基盤としての資源管理が崩壊していることを示している。

地域社会消滅の危機に瀕している集落の増大は日本農村における焦眉の問題である。九二年五月に明らかにされた農業新政策の基本方針は、この問題をいっそう促進する危険性を孕んでいる。農業新政策が、担い手として想定する一〇〜二〇ヘクタールの稲単一経営は中山間地帯ではほとんど困難であるし、また直接所得補償もそうした経営を対象としているからである³⁾。九一年の国民生活審議会報告や九二年の経済審議会報告でさえ効率主義からの脱皮を訴えているのに、農業新政策は総じて効率主義・競争主義に即す「国際化農政」に偏しており、八〇年代後半から顕著な農業の縮小再編政策と軌を一にしているといわざるをえない。結局のところ、「担い手の多様化」とは低コストの経営体を創出することであり、多くの家族経営はそうした「担い手」としては不適當であることを表明しているにほかならない。

二 営農主体の種類とその動向

(一) 営農主体の種類

産業としての農業という視点からのみ担い手を考察すれば、専従者のいない農家とか高齢者・女子専従農家はその担い手ではない。しかし、こうした農家なしに農村地域社会は存立しえない。また大規模借地経営の最大のネックは、圃場の分散、畦畔の草刈りや水管理にある。このネックを嫌って、借地を減らし作業委託に切り替える農家も少なくない。米価の長期低迷傾向が、そのことを促進している。このような傾向の中で、草刈りや水管理に象徴される地域資源管理は、まさに担い手ではない農家に依存している。

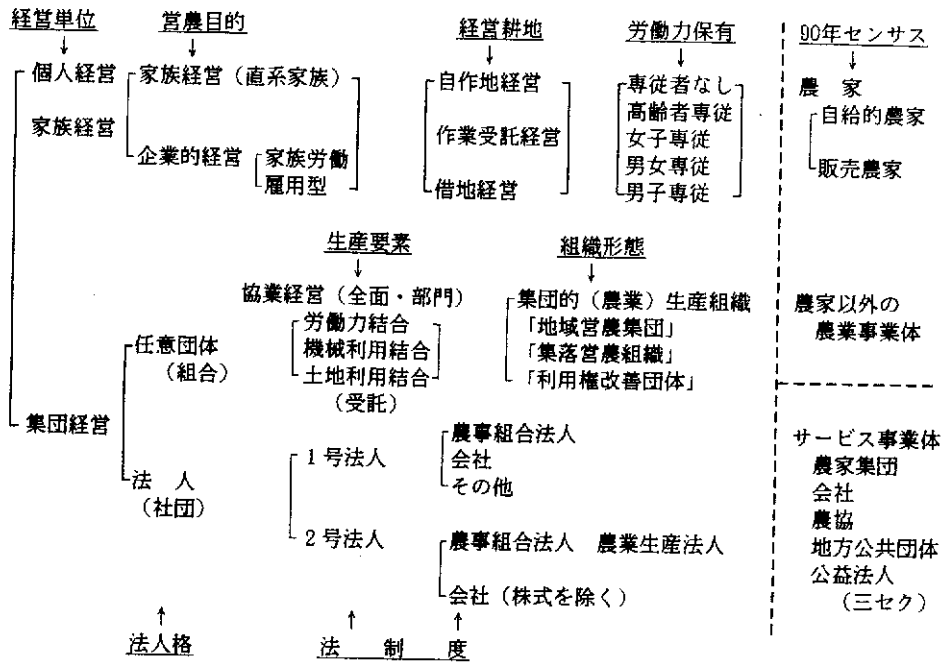
右のような点も考慮に入れて、図一のように営農主体の諸類型を整理してみた。類型化の視角は多様でありうるが、さしあたり経営単位、営農目的、労働力保有状態、法人格の有無、組織形態などが考えられる⁵⁾。これらのいずれをもっとも基本と考えるかによって類型化は異なる。また、実際の営農主体は複合的な性格をもつので、複数軸の組み合わせが必要となる。例えば民法上の組合は、利潤追求の企業的集団経営でもありうるし、家族経営の相互扶助組織体でもありうる。

いずれせよ、この試論を今後精緻化していくことにして、ここではこれ以上立ち入らない。

(二) 家族経営の動向

自作農としての家族経営が、農業生産の担い手として期待できなくなっているという論議は数多い。中にはそれが「脱農」と化しているという主張さえある⁶⁾。確かに、産業としての農業の担い手とみられている自立経営や中核農家も、その数的減少もさることながら、後継者の不在・高齢化に悩んでいる。しかしもともと、圧倒的多数の農家は自立経営でも中核農家でもなく、そのおかれている条件に

図1 営農主体の諸類型



注) アンダーラインは類型化の視角を示す。

応じて家族労働を農内・農外に適宜振り分け、生活と次世代の再生産を追求する家族経営である。すなわち、家族経営は生活単位であり、その意味で本質的に生業的である。

生業としての農業は多くの場合直系家族によって担われ、そのことが生業としての持続性を保障してきた。とはいえ、八九年の農業調査によると、一六歳以上の男子後継ぎのいる農家は五九%、そのうち農業を主とする後継ぎのいる農家は七%にとどまる。三世代家族が比較的多い東北の生業農家でも、男子後継ぎのいる農家は二四%となっている。つまり、一世代の家族経営(あるいは個人経営)が増加している。ここに、家族経営持続性への疑念の論拠がある。

また新規就農者の減少もその論拠となっている。新規学卒就農者は一八〇〇人まで落ち込んでいるし、離職して就農する農家世帯員の数も八〇年代後半から急減して、低成長期以降上回ってきた離職者数の数に近づきつつある。

だが前述のように、農家は生活単位であり、専従者がいないからといって農家であることを止めるわけではない。専従者の有無は、ライフサイクルによることも大きいのである。さらに、そのような農家がいこそ、農村の持続的安定性が保たれることを正当に評価すべきである。

もちろん家族経営の中にも企業的大規模経営が生れている。だがそれは規模拡大の可能な好条件地に限られている。また、より企業的人格の強い雇用型経営は、年雇にしても臨時雇にしてもさほど多くない。今後、雇用型経営の比重が高まるとしても、労賃を支払う以上、それは直接収益に関わる生産行為に限定され、家族経営のように「無報酬」の資源管理に振り向けられることはないだろう。

表1 農家以外の農業事業体

事業体種別	事業体数			
	1970	1980	1986	1990
総事業体数	12,230	12,901	12,227	11,620
協業経営者	4,697	3,738	3,665	3,581
全面協業	306	623	3,221	3,500
農事組合法人	4,192	3,040	3,282	3,281
任意組合	1,402	1,546	1,452	-
株式会社	171	119	158	-
その他の会社	3,124	2,073	2,004	-
農協等農協団体	871	1,237	1,244	1,199
地方公共団体	1,008	1,758	1,770	1,915
その他	1,477	1,564	1,497	1,267
目的別	908	1,158	1,227	1,145
生産目的	743	870	806	705
その他	2,436	2,319	2,074	1,812
用途別	7,473	8,092	7,539	7,473
稲作	1,464	1,469	1,022	1,464
その他	2,883	3,020	3,166	2,683
種別	813	715	522	582
稲作	175	202	329	355
その他の作物	1,071	778	309	412
用途	694	940	1,141	1,538
稲作	592	509	459	343
その他の作物	511	681	733	731
用途	697	927	873	716
稲作	1,665	1,730	1,640	1,452
用途	17	33	30	36
稲作	31	45	97	120
その他の作物	86	87	58	55
用途	82	188	207	229
稲作	167	201	135	147
その他の作物	53	186	198	247
用途	282	461	462	473
稲作	912	1,263	1,288	1,166
用途	560	407	306	-
5ha未満	74	78	73	-
5ha~10ha	145	180	116	-
10ha~30ha	13	23	14	-
30ha~50ha	15	27	11	-
50ha以上	4,280	2,428	2,123	-
500万~1千万	944	863	893	-
1千万~5千万	1,859	2,479	1,854	-
5千万~1億	303	978	958	-
1億以上	244	1,410	1,911	-
経営形態	120	201	179	-
稲作	9	13	11	-
その他	111	188	168	-

資料) 『農業センサス 農家以外の農業事業体調査』、90年の『センサス結果発表』

(三)集团的な営農主体の動向
 農地法上、農地の権利主体となりうる集团的な経営体は、農業生産法人の資格をもつ農事組合法人と株式会社を除く会社(いずれも農協法上の二号法人)である。だが、農地の権利主体にはなれない任意団体(民法上の組合)も、営農主体としては重要である。農家集団や営農組合、集落営農組織などがそれであり、労働力・機械利用・土地利用・作業受託、あるいは「産消提携」運動などの諸局面において中心的な役割を果たしている。これらの農業生産法人や農家集団は、統計上、農家以外の農業事業体および農業サービス事業体、あるいは農業生産組織として把握される。
 表一は農家以外の農業事業体(以下、事業体)の全体像を示す。農家集団の協業経営体は七〇年以降漸減傾向にある。数の上ではもっとも多い任意組合の比率は低下、農事組合法人は横ばい、会社法人は微増という傾向にある。株式会社は八〇年代に急増したが、九〇年にはやや減少し、代わりにその他の会社が増加している。首位部門には、ここ二〇年間の伸びが著しいのは、「その他の部

表2 農業サービス事業体

事業体数	運営主体別				対象作目		稲作サービス事業の地域範囲					
	農家集団	地方公共団体	農協	会社	その他	稲作	麦作	集落	旧村	市町村内	市町村外	
北海道	865	511	21	286	24	23	263	393	125	42	90	6
東北	5,587	4,410	11	1,086	8	72	3,058	415	1,631	782	515	130
北陸	2,025	1,398	8	613	2	4	1,553	563	631	429	437	56
北関東	1,463	1,024	10	368	9	52	785	556	341	215	187	42
南関東	804	501	12	269	3	19	473	245	165	143	128	37
東山	1,868	1,005	7	781	24	51	935	182	328	271	257	79
東海	1,923	1,237	32	612	12	30	1,012	355	303	240	357	112
近畿	1,381	783	9	568	4	17	868	406	387	123	275	83
山陰	909	520	2	326	11	50	568	101	231	155	157	25
山陽	1,117	611	2	489	6	9	723	182	204	198	269	52
四国	841	223	68	578	6	28	313	77	58	72	120	63
北九州	1,836	867	8	833	28	100	791	472	193	186	317	95
南九州	889	327	8	452	16	86	357	56	61	95	172	29
全国	21,814	13,679	139	7,297	156	543	11,706	4,002	4,658	2,953	3,285	810

資料) 『1990年農業センサス 農業サービス事業体調査』

表3 水稲作サービス事業体の運営主体別設立年次(全国)

運営主体	計	設立年次			作業種別				作業受託面積規模			
		-1969	1970-79	1980-	全作業	部分作業	単一作業	2作業	-10ha	10-30	30-50	50-
農家集団	7,775	952	3,960	2,863	458	7,653	3,511	1,842	4,508	2,177	531	364
農協	3,624	477	1,883	1,264	22	3,622	3,058	279	189	419	416	816
地方公共団体	29	8	5	16	-	29	20	4	-	4	4	8
会社	50	32	3	15	2	49	43	1	13	18	9	5
その他	228	163	33	32	3	228	209	2	69	97	27	20
計	11,706	1,632	5,884	4,190	485	11,581	6,841	2,128	4,779	2,715	987	1,213

資料) 『1990年農業センサス 農業サービス事業体調査』

門」として捉えられている事業体であり、「すきま産業」的な分野で組織化が進んでいることを窺わせる。事業体の割合の高い資本集約的な部門でも、施設園芸の他は養鶏を筆頭に減少傾向にある。他方、土地利用型部門における経営耕地面積に占める事業体のシェアは、八〇年に五ヘクタール以上の農家のそれを下回り、九〇年には半分以下になってしまった。

農業サービス事業体はこれまで、あくまで農家からの委託作業を請負う事業体として把握されてきたが、今後宮農行為を担う宮農主体として捉え直す必要があると思われる。表二と表三はサービス事業体の状況を示す。ごく大ざっぱに言って、サービス事業体は、農家集団が集落内で稲作を対象に農業サービスを提供するという性格をもつ。稲作における農業サービスは部分作業に限られ、多くて二作業までであり、その受託面積も一〇ヘクタール未満が四〇パーセントを占める。こうしてみると、東海地方のように市町村を越える企業性格のサービス事業体が目立つところもあるが、サービス事業体の多くは相互扶助的な性格と作業単位の拡大を目指す経済合理的な性格とを複合的にもつといえよう。

三 京都府における宮農主体の状況

——和知町と美山町を中心に——

京都府を山城地域、丹波地域、丹後地域の三つに分けると、さまざまな面でも中丹地域の落ち込みが激しい。京都府農業会議の調査によると、中丹地域では一〇年後に三割程度の農地が荒廃すると、五割以上の市町村農業委員が見込んでいる。共有林については、八割以上の農業委員が一〇年後の荒廃を予測している。

高齢化と後継者不足による地域社会の解体というシナリオは間近に迫っており、それが地域資源としての農林地を荒廃させる。いわゆる「中山間地」における全国的な危機状況が中丹地域でも鋭く現われているのである。和地・美山の両町とも、立地条件は中丹地域の中でも厳しい方である。そのような条件下でいかなる宮農主体がいかなる形で活動しているのか、また今後いかなる方向に展開しえるのか。その究明は、多くの過疎地域にも共通する課題である。ただし、詳細は今後の本格的調査にまたなければならぬ。

(一) 和知町における宮農主体の動向

和知町でも、「担い手」としての農家は他の過疎地域と同様、その地位が低下しつつある。農家戸数は八五年から九〇年に六%減少し、九〇年の農業就業人口中に占める基幹的農業従事者は二五%に過ぎない。また七七六戸の農家中、男子生産年齢人口のいる専業農家は一五戸、世帯主が農業専従か農業を主とする兼業農家も一種・二種合わせて四〇戸と限られている。他方、一ヘクタール以上の農家は二八戸と、経営耕地の規模拡大もあまり進んでいない。

このような状況の下、広義の宮農行為は、七九年から始まった集落宮農と呼ばれる方式によってはたされている。その狙いは、集落ごとに任意団体としての集落宮農組織を形成し、その共同的活動によって集落の基盤としての農地の荒廃を防ごうという点にある。現在、町内二七集落のうち二五集落で集落宮農がおこなわれている。その結果、耕作放棄・不作付地は減少しつつある。

集落宮農の内容は、それぞれの集落の抱える条件によって多様であるが、大きくは三つに整理できる。第一は、稲作と転作（主に黒大豆）の両部門における完全協業組織である。これは構成員が農地

を提供し、機械・施設の共同利用と共同作業ばかりか、宮農計画から販売まで行う集落農場型の宮農主体である。畦畔の草刈りや水の管理もまた協業経営組織の仕事であり、生産に関わる村機能の多くがそれに移されているといえよう。第二は、構成員が転作地を提供し、転作部門において共同利用と共同作業を行なう部門協業組織である。第三は機械を共同利用する組織である。

和知町における宮農主体の特徴として、さらにいわゆる第三セクターの設置がある。財団法人「ふるさと振興センター」（以下、センター）がそれである。その前身は、八四年に設立された任意団体としての「和知町農作業受託組合」である。これは、集落宮農が進んでいく中で、共同作業に出役できない高齢農家や、稲作部門の管理ができない集落の農地管理を、作業受託という形で補うために作られた。この組合は八八年にセンターが設立されると、その農作業受託部に組み込まれた。センターは農林作業受託、都市・農村交流事業、特産品振興、不動産事業（別荘分譲）を行うことにしているが、後三者はまだ緒についたばかりである。

農林作業受託のために、センターは三人の専任オペレーターと一人の事務兼任オペレーターを雇用している。給与形態は基本給＋出没日当であり、また労災や雇用保険も整えられている。作業受託には町宮栗園・農道・町道の草刈りや除雪なども含まれており、年間就業の確保とともに、生産・生活基盤の整備も意図されていることが特徴である。耕起・田植・収穫等の作業受託は、料金が割安なこともあって、町内農地の五割近くをしめるに至っている。

和知町では、大規模な作業受託経営は存在していないが、それでも数ヘクタール規模の農家があり、これとの作業配分や料金水準の

調整をめぐる問題がある。センターは、家族経営の崩壊を支える目的をもって設立されたが、そのために企業的家族経営の発展を阻害する危険性もある。

(二)美山町における宮農主体の動向

美山町における八五年から九〇年の農家戸数減少率は和知町より大きく一〇％に達する。九〇年に、基幹的農業従事者は農業就業人口の二七％、また男子生産年齢人口のいる専業農家は、全農家九四八戸の二％にあたる二三戸に過ぎない。しかし、世帯主が農業専従かもしくはの農業を主とする兼業農家は、合計で七八戸とかなりの数になる。そのことは、兼業機会の過小性によるところが大きい。

全体としては零細農家が多い中で、美山町には一戸ながら、主に世帯主と後継者の二人で大規模作業受託を行なう農家（N農産）がいる。経営耕地は三・六ヘクタール、うち借地が二・九ヘクタールである。以前は積極的に借地を拡大してきたが、米価の低迷や圃場の分散などにより、経営の主力を借地経営から作業受託に移してきた。九一年の実績は全面作業受託が二ヘクタール、稲作の春作業が一七ヘクタール、秋作業が四一ヘクタールであり、その他に野菜育苗、麦・大豆の播種などを請負っている。N農産は一六石〜三三石の乾燥機を計九台備え、とくに秋作業の集中的受託を図っている。作業を請負う圃場は町内全域にわたっているが、それらはおおむね平坦地で圃場整備済みの田である。N農産の特徴のひとつに、年間就業と労働ピークの調整のために、隣接する京北町の農林業事業体と人的な結合（相互融通）を結んでいることがある。

N農産の作業受託は大規模であるが、美山町の農地は四六五ヘクタールであるから、なお九割程度の農地は家族経営が耕作している

ことになる。その多くは集落宮農によって支えられている。美山町の集落宮農は、圃場整備事業の完了を受けて、宮農主体としての事業組合を町内全集落で組織したことに始まる。

実行組合の組織形態は次の四つがある。第一に、零細稲作兼業と高齢農家が支配的な集落で、農作業従事可能者全員で強力しあう緊急避難的な農地管理型農事組合である。第二に、定年退職就農者・安定兼業従事者・婦人労働力がそれぞれの農家に存在している集落では、機械・施設の共同利用に重点のある農事組合が組織されている。第三に、小規模借地・作業受託経営が少数でも存在している集落では、土地利用権調整を主要機能とする農事組合が成立した。第四に、稲作規模の一定程度の拡大を指向する農家と非稲作部門拡大農家とが混在する集落では、稲作の受委託を要とする機能分担型の実行組合が組織されている。

集落宮農の開始以降一〇年余りを経て、実行組合の活動程度は大きく異なってきた。高齢化がいつそう進んだ集落では、もはや出役制の維持が困難になり、土地管理型のような集落宮農は沈滞化してきている。現在、そのような集落宮農がおよそ三分の一を占めている。残りは、現状維持的集落宮農といっそう活発化している集落宮農とが半々位である。

集落宮農が活発なところでは、受託組織や、女性を中心とする産直グループへ展開している例もある。ここではとくに後者に注目したい。それは、離村農家の水田を利用した共同転作経営の販売先として京都生協との産直が実現したことに始まる。そこでは一般的な転作物でなく、鶏の平飼いとその鶏糞を用いる有機無農薬野菜を結合する宮農形態を採用した。その後、対象品目の拡大や鶏の薫製加

工にも取り組んできた。産直グループは、それだけで生計を賄うまでには至っていないが、麦や大豆より高い収益をあげている。産直グループへの展開は経済行為であるとともに、それにとどまらない都市との社会関係の積極的構築でもある。それは宮農行為の拡大であり、ここに女性を中心とする過疎化農村の再編可能性をみたい。宮農行為の拡大は、美山町の宮農主体を考えると見えにくいことのできない非農家出身の若手新規参入者たちにも妥当する。新規参入者たちは経済行為とともに、在村若手後継ぎを巻き込んだグループを創り、農業と農村に新風を吹き込もうとしている。

おわりに

都市近郊農村には、兼業農家の安定的再生産構造が存在する。平地農村では、装置化された大規模水田の整備が可能で、個別農家の外延的規模拡大もさほど困難ではない。ところが、中山間地帯は一般に兼業機会が過少で圃場条件も悪い上に、自然減過疎が広範化して地域社会そのものの存続が危うくなっている。

とはいえ、中山間地帯における大規模借地農及び法人組織の成立可能性は皆無ではない。和知町では数ヘクタール程度の中規模借地経営が、また美山町でも大規模作業受託経営が成立している。一方で、大半の家族経営は集落宮農による組織対応で農業を継続している。京都府に五五ある受託組織のうち一が美山町に集中しているが、そのほとんどは集落宮農組織である。

和知町のような第三セクター方式は、このような集落宮農的な対応が困難する中で生まれてきた。それゆえ、三セクの議論そのものが家族経営の危機を示すものともいえる。ともあれその際に、既存

の借地・作業受託経営との競合が生じる。ここに、棲分けの可能性という問題が起こるが、三セクの性格上、条件の劣る地域の農地保全役割を軽視できなくなる。とすれば、三セクは農業の担い手ではなく、資源管理の担い手ということになり、経営的な再生産条件は別の事業で補うことになるだろう。

借地・作業受託経営にしても三セクにしても、農地ないし農作業を委託する多くの家族経営が前提となる。とすれば、家族経営が必要で量存続し、それに応じて農地が農地として保全されることが必要である。構造政策が最終的に目指す中小農家の離農促進は、ことに中山間地帯においては農地流動よりも農地荒廃化と低度の資源利用をもたらし、借地・作業受託経営や三セクの存立基盤を脅かすことになる。家族経営の量的存続、つまり地域社会の維持のためには、経済行為だけでなく、美山町にみられるような、都市との関係を含む社会関係の再編が重要に思われる。

- (1) 高木勇樹「新しい食料・農業・農村政策に関する検討の枠組みについて」『農業と経済』一九九一年一〇月号。
- (2) 農林中金総合研究所「二世紀の農村人口と労働力」一九九二年。
- (3) 『朝日新聞』一九九二年五月一五日付朝刊。
- (4) 京都府美山町の大規模借地経営農家による。
- (5) 京都府農業会議「京都府における農業経営の展開方向と条件整備」一九九〇年三月。
- (6) 梶井功「現代農政論」柏書房、一九八六年。
- (7) 農林水産省「農家就業動向調査」。

(8) 京都府農業会議内部資料。

(9) 京都府農業会議「山村における村づくり運動と担い手問題」一九八三年三月。

(10) 高橋正郎「地域農業の組織革新」農文協、一九八七年。

〈討論要旨〉

第一報告

慶尚大学校 安秉坤氏

第一報告では、韓国における家族研究の研究史的紹介がおこなわれた。報告者の安秉坤氏によれば、韓国における伝統的家族研究には、一つは、研究者相互のテクニカルチームの混乱、もう一つには研究史の未整理という二つの問題点があるとのことである。その上で、戦後韓国における家族・親族研究史を、日本のイエ・韓国のチブ・中国のチャという東洋三国のフォークチームをめぐる立場の違いを軸に、血縁原理の軽重、長子の地位、相続と分家の諸点から研究史の整理を行い、韓国の伝統的家族の特色を浮き彫りにされた。

さて、討論に先立って、北原宿題委員長より、今年なぜ日韓比較を行うに至ったかの経過説明があった。つまり、昨年度の大会では、アメリカ・ヨーロッパ・アジアなど地理的に多方面にわたる報告があった。しかしながら、焦点を絞らなければ生産的な議論とはならない。その絞り方として、テーマで絞るか、地域で絞るかの二通りが考えられる。しかし、昨年度の大会における李氏（韓国農村経済研究院）の報告が、多くの会員に好評であった。それは、家族経営の変容・危機という側面から国際比較を行うためには、東アジアの中で比較的近い社会構造を持つ日韓比較が、われわれにとって理解

しやすいということである。したがって、まず日韓における家族と村落のとりえ方の異同を押さえておくことがまず必要である。その延長線上で、日本の報告がある。

さて、質疑の第一点は、「制度」に関する問題である。今回の報告の伝統家族の「伝統」とはどのような意味をもつものであるのか、いいかえると、いつの時代を想定しているのかという質問がされた。それに対して報告者からは、「制度」という語を使用しているようにこの場合は過去でもなければ現代でもない。昔から韓国人が理想型として持っているものを取り上げている。もちろん、現実の家族の実態を調べれば、必ずしもこうではないだろう。しかし、それは、日本と同じように、夫婦家族とみえながらもじつは直系家族の再生産過程であるような、いわば潜在的直系として理解している。つまり、伝統理想型として理解すればよい。

第二点の問題は、「意識」の問題である。ソウルのような大都会へでてきた人々の家族に対する意識は、今回報告されたものとのどの程度隔たっているかという質問が出された。それに対して、推測ではあるけれども、意識の面では今回の報告内容とそれほどかけ離れてはいないとの考えが出された。それに関して、地域間・階層間の意識は、伝統的な家族観とのズレがあると思われるがどうかとの質問がされた。それに対して、報告者からは、地域間の問題は実態調査を徹底しなければなんともいえないが、それほど大きな違いがあるとは思わない。階層間の問題については、今回は伝統的家族を制度として考えているので、問題が異なるとの見解がされた。

第三点は、分家および相続に関する問題である。まず、分家に関しては、韓国においては家を継ぐ権利は長男にしかない。したがっ

て、次・三男は「自然分家」をするが、その際、日本のように分家創設に関して村落が関与することはなく、何の承知もいらない。また、相続に関しては、長男に対する義務が多い故に次・三男よりも多くもらうのであって、日本の場合とは発想が異なる。しかし、韓国の長男の家はいつも貧しい。それは祭祠にお金がかかるからである。

第四点は、村に関わる問題である。今回の報告の伝統家族は、李朝末期に形成されたと考えられるが、土地と親族との結び付のシステムが、日本とはかなり異なっている。いいかえれば、韓国では村があまり関与してこないと思われるが、ただ、地方文書の制約もあって、はっきりしない点が多い。

さて、討論は多方面にわたったが、今回の国際比較という観点から整理すれば、「比較的近い」としての日韓比較というところ方には、いささか問題がある。というのは、日本のイエと韓国のチブという概念が決して同じものとしては考えられないからである。つまり、比較の指標そのものが確定できないことの困難さが存在する。報告者からはその点に関して、韓国におけるチブより広い概念としての「チバン」を明確にすれば、より鮮明な比率ができるのでは、という示唆があった。

第二報告

営農主体の多様化と地域資源管理

京都大学 池上 甲一

第二報告では、日本における「家族経営の危機」をどうとらえるかという視点のもとで、営農主体を類型化した上で、家族経営・農

家以外の農業体・農業サービス事業体・集团的生産組織の各類型の動向を、京都の事例を交えての報告がなされた。

池上会員の報告に関しては、主として家族経営の危機に対して、いかなる宮農主体が存在しえるのかという点に関して、議論が集中した。論点の一つは、地域特性に関わるものである。いわゆる平坦地において、安定した兼業機会が存する地域においては、中核農家の存在と、集落宮農に期待がかけられ、それによってある程度の家族経営の危機に対処可能である。しかし問題は、中山間地域における場合であって、兼業機会の減少、労働力不足などにより集落宮農に頼れなくなっている。

それに関連して、第二点の論点は、公益法人にかかわるものである。とくに中山間地域のような高齢化の進行、兼業機会の減少が進む地域にあつては、集落宮農に頼れず、結果的に公益法人にしか頼れない。しかし、第三セクターに関しては、農業だけではほとんど成り立たず、非農業部門でどれだけ成功できるかが重要となる。

今回の報告と討論においては、主として京都府下の個別事例についての議論に終始したので、簡単な一般化は困難である。しかしながら、家族経営の危機を反面教師としながら、どのような宮農主体が存在しえるかを検討することで、環境危機・国土保全の問題との関連性をもった村落のあり方を考えるべきことが指摘された。

(文責 寺口 瑞生)

東北地区研究会

日時 一九九二年六月一三日

場所 東北大学文学部

出席者 我孫子麟、細谷昂、菅野俊作、岩本由輝、松岡昌則、

佐藤勉、佐藤雅也、佐久間政弘、山内太、横山敏、

鳥越皓之、永野由紀子、加藤眞義、大和田寛、菅野正、

宮崎勇、長谷部弘、高橋征仁、国分昌一、山田佳奈。

明治後期—大正初期における

稲作生産力の展開と村落機能

—山形県西田川郡上郷村の耕地整理事業を事例として—

宮崎 勇 (宇都宮大学)

はじめに

この報告は、明治後期から大正初期にかけての耕地整理事業の考察を通じて、稲作生産力の展開と村落機能との関連を示すものである。その対象として、山形県西田川郡上郷村(現在の鶴岡市大字水沢)をとりあげた。この村は、一八九〇年に、水沢・大荒・大広・西目・中山・矢引・中沢の7つの旧村を統合して成立した。その中大荒部落において、山形県下最初の耕地整理事業が農民主導型により行なわれ(一九〇二年工事着手届)、続いて同じく農民主導型の耕地整理事業が、隣接する西目部落においておこなわれた

(一九二二年工事着手届)。そしてそののち、西田川郡全体の耕地整理事業や一町二カ村の合同による耕地整理事業部の計画が頓座する中で、全村あげての耕地整理事業が地主主導型により、行われた(一九一六)。上郷村におけるこれら一連の耕地整理事業への積極性をみると、稲作生産力の局面において、農民側に耕地整理事業を進めざるをえない事情と、またそれを可能にする理由のあったことが窺われる。

上郷村の農村構造

その点を検討するためにまず、上郷村の農業構造をみてみたい。耕地整理事業がおこなわれた当時の上郷村の水田の殆どは泥炭土壌におおわれ、全水田面積の八九・四％に相当する四二町八反八畝の水田が湿地であった(一九一一年)。そのもとで上郷村の農民は、稲熱病を生じさせやすい、牛馬併用による湿地農法をおこなっていた。ところがそれによって生じるところの減収の影響は、地主(村内在住では一〇〇町歩地主の諏訪八右衛門が最大)と農民とではことなり、たとえば地主は、減収にともなう米価の上昇で被害を軽減させることもできるし、また場合によっては逆に利益をあげることもできた。減収と米価の上昇との関連に限っていえば、一八九七年のウンカ大発生の際に反収一・五三五石であった前年の三六・二％減となっている。しかしその一方で米価は、八円五五銭であった前年の三七・〇％増となっている。そこで農民をみてみると、減収の場合、小作農には減免措置がある。ところが自作農にはそのような救済措置はなく、場合によっては没落の局面に直面することもある(勿論、上昇の局面もある)。上郷村では、この没落と上昇の間に

いる自作、自小作農家は全農家戸数の七九・一％(一九〇二年)、七四・〇％(一九一一年)を占めている。したがって上郷村では、地主といえども、この圧倒的な自作農・自小作農の利益を無視して耕地整理事業を強行するのは困難であった。むしろ地主として、上昇を期待するかれらの主導による耕地整理事業の進展は、願ってもないことであった。

大荒部落における耕地整理事業

こうした事情から、一九〇三年の「本部農会ニ於テ左記ノ地所同郡東郷村ト二カ所モハントシテ整理為致候事決定相成」を契機に、上郷村で土地条件の最も良い大荒部落(そもそも上郷村の稲作生産力は高く、一九〇一年から一九一四年にかけての1ha当り収量は三四〇キロであって、それは、三九九キロの飽海郡南遊佐村、三四六キロの西田川郡豊浦村につぐものである)の佐藤勘右衛門(大荒在住)を中心に、佐藤与之吉(大荒在住)、諏訪吉次郎、佐藤友太郎、難波虎太(以上、西目在住)といった自作農・自小作農(庄内地方では藩政期より米の特産化がすすみ、農事改良に熱心ないわゆる「篤農家」を多く排出している。上郷村では、佐藤勘右衛門や難波虎太がこれに該当する。かれらの農事改良に対する熱意が、上郷村の耕地整理事業を進展させた要因ともなっている)が、農外諸営業への転進を準備しつつあった村内最大の一〇〇町歩地主諏訪八右衛門(西目在住)の代わりに呼び掛け人となって、耕地整理事業をすすめていく。そこでは整理費が一反歩当り一元九二銭と極めて低くおさえられているのであるが(同時期におこなわれた他村のそれは矢馳で六円四八銭、下山添で七円五〇銭八厘、松尾で八円二三銭八

厘)そのために上郷村の自治機能が利用され、「第一二条、整理地二関スル夫役ハ従前ノ面積ニ賦課スルモノトス。第十三条、夫役ノ賦課ヲ受ケタルモノ金錢ヲ以テ之二代ヘントスルトキハ一人二付金二拾五銭ノ計算トス」ることを主な内容とした規約が定められる。こうした理由から、大荒部落において農民主導による耕地整理事業がおこなわれたのである。

西目部落における耕地整理事業

この大荒部落について耕地整理事業が行われたのは、隣接する西目部落においてであった。この部落の水田は、大荒部落のそれに比べて劣悪な条件におかれていた。高低差が一尺ないし一尺八寸と大きくて階段状をなし、しかも湧出水がみられるほど水位の高い水田が多かった。ところが夏に旱天の日が続くと、水量の乏しい大山川からの取水が困難となり、溜池の水や山麓からの湧出水、さらには大荒部落の灌漑の余水を利用せざるをえないほど用水不足に悩まされた。つまり耕地整理事業をする以前の西目部落の場合は、用水条件を改善しなければ排水状態も改善されず、しかも泥炭土壌であるために稲作生産力が不安定で、自作農・自作農としては没落の恐れが強かった(一九〇一年から一九一〇年にかけての稲作生産力の不安定期に、西目部落では水田売買の件数・面積ともに多大となっている)。

こうした理由から西目部落では、諏訪八太郎・佐藤久吉・児玉与治右衛門といった部落在住の自作・小自作によって、耕地整理事業が主導される。ここでは耕地整理事業によって減少した畦畔のおよそ九二・六%に相当する部分が、道路・溝渠・土手といった西目

部落全体の共同利用的な地目に転換される。西目部落においてこのような転換がおこなわれたということは、見方をかえれば大荒部落と同様に村落の自治機能が利用された結果であると思われる。

かくして上郷村においてはまず部落単位の耕地整理事業が農民主導によって行われたが、それが充分でなかったためあらたに部落の「梓」を越えた耕地整理事業が中小地主主導によっておこなわれたのである。

農村女性の就労状況と意識の現況

——山形県庄内地方の事例(一九九〇年時点)——

永野由紀子(東北大学)

今日の農家・農村をとりまく困難な状況は、もはや樂觀を許すものではない。このような状況にたいして、個々の個別農家はなんらかの形で対応し、農家経営を維持するように迫られている。全国的に見ればかなり「恵まれた」条件のもとにある山形県庄内地方においても、今日の厳しい農業情勢のなかでも、もはや水稲単作のみでは農家経営を維持することが困難となり、水稲を基幹としながらも農外就労とプラス・アルファを組み合わせた多様な経営形態が、これらの状況に対する農民的対応の結果としてあらわれてきている。このような多様な経営形態は、家族員の多就業状況をもたらし、従来の農家・農民の生活を大きく変化させた。このような変容は、当然農村女性の生活や意識においても現れてこざるをえない。これま

での研究のなかで、農村女性は、農家経営において果たすその役割の重要性は指摘されていたものの、経営責任・経営担当者という観点からはどうしても見落とされがちであった。このような農村女性に着目することで、困難な状況に対する農民的対応の結果に至るまでのプロセス、すなわち経営形態の多様化や多就業という形態で、なんとか農家経済解体の危機を回避することに成功した、各個別農家の対応の結果に到るまでの家業経営体としての家内部の緊張と葛藤の過程が明らかになってくるのではないだろうか。

このような課題意識のもとに、一九九〇年の山形県酒田市北平田地区と鶴岡市京田地区における農村女性を対象とした調査は行われた。対象者は、経営形態ごと嫁・姑といった家族内地位ごとに片寄りのないように選択した。その結果、今日の庄内の農村女性の就業形態は、多就業状況を反映してかなり多様であるということが明らかとなった。それはいわばドロコンコになって一日中農業する嫁と主婦権をもち家事・育児を担当しながら自給畑を耕す姑というかつての図式とは、随分様相を異にするものであった。農業には農繁期以外はとんどタッチせずに、現金収入の担い手として恒常的勤務に従事する嫁世代の数的に大きな存在。またその逆に農業就労せずにプラス・アルファ基幹労働力や水稲、プラス・アルファの農業補助労働力として農業に専従する嫁世代の存在も庄内地方では少なくない。施設園芸を中心としたプラス・アルファ部門の進展とともに、農業労働力としての女性の重要性は一層増大し、農作業の現場において女性が中心的に活躍する場ができていくように思われる。また水稲やプラス・アルファの農業補助労働にまわりながら、空いた時間を臨時や内職などの農外就労での現金収入に割くといった、

多岐にわたる活動分野をこなす嫁世代も存在する。さらに農村女性の場合、男性と比して大きな位置を占めているのが、老人の世話や育児をも含む家事労働である。家事労働という観点にたつならば、主に家事・育児と自給畑を担当する姑世代が農家経営において果たす役割の重要性は、その家の嫁世代が農作業や農外就労に専従できるといふ意味でも決して軽んじることはできない。このような伝統的な姑世代の役割にたいして、後継者夫婦がともに常勤であるといった理由のために、姑世代でありながら重要な農業労働力となっている層の存在は、今日の農業情勢とのかかわりで新たに姑世代にかけられた役割として注目される。

このような家族内役割分担からうかがえるように、農村女性には、生産面のみならず生活面をも含む重層的な役割分担がかかってくる。その結果、今日の農業情勢のもつ矛盾や家族労働力の減少によってもたらされる負担は、男性よりも女性の側に過重労働というかたちでより強く現れてくる。なかでも農業専従層を中心に農業労働にかかりの時間と労力を傾けている農村女性の過重労働の問題は深刻である。しかし彼女らは苛酷な負担にただ耐え忍んでいるわけではなく、彼女らは、かなり厳しい労働状況のなかでも、生産の喜びややりがいを感じつつ意欲的に活動している。そこにはいわば自負心をもって過重な負担を積極的に担っているとも言えるべき状況が見いだされた。このような意欲的な営農意識は、自己の生活基盤が農家であるということに何の疑問ももたなかったり、農家の嫁だから当然というかたちで自己に与えられた役割を自明視し、何らの捉え返しもされない状況のなかではなかなか生まれにくい。今日の庄内地方の農村女性は、サラリーマンの生活と対比しながら、けっこう冷静

に農家・農業のよい点と問題を考慮している。このような客観的な考慮のうえにたつて、彼女らは自己に与えられた役割をいったん對象化しその意味を捉え返し、家族員の期待やその役割の家族内での必要性、自分の位置といったものを配慮したうえで、なんらかのかたちで自己了解し納得してその役割を遂行しているものと思われる。それは、「自分がやらなければしょうがない」というかたちでのいわば消極的な決断ではあっても、十分な自己了解のもとに納得した結果であれば、やはりひとつの「選択」といえるであろう。このような自己の内面での緊張と葛藤の過程を経てはじめて、庄内地方の農村女性は、最初は必ずしも本人の志向や希望と必ずしも一致するとは限らない家業経営体としての家の役割期待に応え、積極的に自己の役割に取り組んでいる状況が調査の結果明らかにされた。しかし、このような宮農意欲をもった女性でも、というよりは意欲的にとりくんでいる女性であればあるほど、「今だったら農家には嫁がない」とはつきり言っているようなギリギリの状況がそこにはみとれた。その意味では、緊張と葛藤の過程を経て形成された意欲的な宮農意識は、今日の農業情勢のなかで常に矛盾を孕んだものであり、常に緊張と葛藤を内包しているという側面を見落としてはならない。

以上見てきたように、一九九〇年の庄内地方の農村女性の調査の結果、農村女性の就労状況に現れた家族内での役割分担は、かつての家族内地位に応じて与えられた伝統的な役割から見てかなり多様化し変容してきていることが明らかになった。そしてこのような役割期待に応え、それを意欲的に遂行する農村女性の緊張と葛藤を孕んだダイナミックな意識の展開過程が明らかにされた。今日の庄内地

方の農村女性にみられるこのような生活および意識の変化は、当然農村家族の在り様を大きく変化させた。それは明らかにかつての伝統的な家とは質的に峻別されるような性格のものである。しかしこのような今日の農村家族に現れた変化は、必ずしも家業経営体としての家の解体を意味するものではない。というのは、今日の厳しい農業情勢に対する各個別農家の対応は、農村女性にあらたに課せられた役割の遂行、しかもその意欲的な遂行に支えられてはじめて成り立つようなものだからである。言い換えると、農村家族がその性格を変化させることによってはじめて、今日の困難な状況に対する各個別農家の対応は可能になったのである。この意味で、今日の農村女性および農村家族に現れた変化は、質的変化の側面を含みつつ、あくまで「変容」として捉えられるような性格のものであり、家業経営体としての家の「解体」を意味するものではないといえるのである。

全国的に見ればかなり「恵まれた」条件のもとにある庄内地方も、もはや相対的に見れば「恵まれて」いるとしかいえないほどに、今日の農業情勢は日々厳しさを増している。このような状況のなかで、農家経営において農村女性が果たす役割の重要性は今後ますます増大してくるものと思われる。その意味では、農村女性がその諸能力を十分に生かし意欲的に活動できるための「条件づくり」が、今後ますます必要になってくると思われるのである。

〈討論要旨〉

宮崎報告においては、明治後期から大正初期にかけての村落機能の担い手の把握が課題とされ、耕地整理事業の担い手の類型的把握

の試みが提示された。討論では、「農民主導型」と「地主主導型」との種差および両者の対抗関係をめぐって、質疑応答がおこなわれた。第一に、農民主導型とされる上郷村大荒の耕地整理事業が、同村落全体（小作人をも含む）の意向に沿ったものと言えるのか、あるいは同村における土地所有者の意向に沿ったものであったのかが議論され、整理後の再配分の意志決定の仕方、同村落内に土地を所有する不在地主（加茂の秋野家）のかかわりといった点が、今後の検討課題として示唆された。第二に、耕地整理の性格について、まず土地基盤整備を含まない区画整理であったことが確認された。さらに、大荒の耕地整理の特徴として、労役提供方式（労賃と引き換えに出役するのではなく、不出役のばあいには金銭負担をする方式）をとっていたこと、上郷村西目の特徴として旧畦畔の増分を共有地化したことが紹介されたが、それらの特徴が「農民主導型」という類型のメルクマールとして充分かが論点となった。第三に、第二点とかわわって、「農民主導型」と「地主主導型」との対抗関係が問題とされた。たとえば増地分にかんして小作料をあげる、あるいは草地をも水田化するといった典型的な「地主主導型」の整理事業と決定的に異なる「農民主導型」の特徴とは何か、大荒においては地主が独自の耕地整理を志向し農民のそれを封じこめたという意味での対抗関係がみられるのではなく、むしろ地主が消極的だったゆえに、自作・自小作層が事業を担ったという事例といえるのではないか、そうであれば地主の当初の消極性の理由および後に全村レベルでの事業に地主が取り組むにいたった背景にある条件の変化が問題となろう、といった意見が出された。報告者からは、生産力局面における地主と農民の対抗関係を問うさいに、両者の米をつくる論

理の相違（良質米志向か増収第一か）には注目していきたいとの見解が示された。

永野報告にかんしては、まず第一に、対象者・対象地域の特性が問題とされ、報告で扱われたのは庄内という「恵まれた」地域において、しかも安定した生活を営んでいる人々の意識なのではないかという指摘がなされた。これにたいしては、現在、へ個別化↓家の解体論が一般的だが、庄内では個別化が解体へといたらず、むしろ共同性の再編とむすびついているという点、へ兼業農化↓解体ではなく、兼業によって農業が支えられているという側面が報告の強調点であるとの説明がなされた。また相対的に恵まれた条件下ではあれ、結果的に「統合」が成立するにいたるプロセスには「緊張と葛藤」が介在するのであり、その緊張と葛藤を乗り越えていく農民的対応に迫る必要があること、そのプロセスの解明には女性の観点・生活に即することが不可欠であるとの説明が示された。第二に、第一点とかわわって、家族経営、小経営というかたちは維持されたままで、その内実が変化しているという主張であれば、形態転換をしめす「変容」というチームではなく「変質」というチームの方がふさわしいのではないかとこの提起がなされた。さらに、討論の中で、もはや「家計」のレベルでは農家経済の把握にとって充分ではなく、個人単位（「個計」）にまで遡行して家計を把握しなおす必要があるとの示唆がなされた。第三に、女性において「先祖伝来の土地」という意識がみられるという点について、所有・相続の個別的条件（跡取りか否か／名義人が誰か／兄弟の存在）との関係について質問がなされた。さらにこの問題をうけて、「先祖伝来」という意識の由来にかんして討論がなされ、そのなかで耕地移動・規模変化に

もかかわらず成立するこの意識の背景には、あくまで農地を（名義人個人あるいは該当世代の、ではなく）家の土地資産とみなす、「家のイデー」があると考えられるのではないか、との見解が示された。

（文責 加藤真義）

一九九二年度第五回運営委員会

日時 一九九二年六月六日

場所 中央大学駿河台記念館

出席者 酒井恵真、岩本由輝、相川良彦、磯辺俊彦、高橋明善、

高山隆三、長谷川昭彦、安原茂、松田苑子、吉沢四郎、

河村能夫、鳥越皓之。

報告事項

- 一、今大会の課題報告者について宿題委員長（河村能夫）から人選経過の報告があった。
- 二、次期大会について、北海道地区で引き受けていただくことになり、今後北海道地区内で話し合いながら、具体案を作成するとの報告が酒井恵真会員からあった。

審議事項

- 一、次期研究会事務局は神戸大学（北原淳、藤井勝）に決定した。
- 二、年報編集委員会のアンケート結果からの意見を参考にしつつ、村研のあり方について、審議した。早急に村研の根本的な組織改革が必要であるというのが大方の意見であった。その緊

急性に鑑み、事務局が担当して、各回運営委員会の意見、また地区研究会での意見をふまえて、大会前日の運営委員会では審議するための改革案を提出すること、また運営委員会はその素案を受けて、運営委員会の名のもとに大会総会に提出するための改革原案（あるいは改革手続き原案）を作成すること、という改革手続きが決められた。

討議の中で出てきた意見の一部を羅列すると、学会への名称変更、宿題委員会の名称および役割変更、編集委員会の役割変更、課題報告の必要性の有無（ミニシンポジウムに変える）、特定研究課題をもつ内部研究グループの形成、運営委員の任期、などがあった。

村研年報第二九集 自由投稿の原稿募集

村研年報編集委員会

一九九三年（平成五年）発行の村研年報第二九集の自由投稿の原稿を次の要領で募集致しますので、ふるってご応募下さい。

記

- 一、募集期日 一九九二年十月三十日の村研大会最終日まで
- 二、応募方法

- ① 論文題名
- ② 応募者の氏名
- ③ 連絡方法（住所、電話、勤め先など）
- ④ 論文要旨（四〇〇〜八〇〇字程度）

ただし大会で発表した場合は不要。

以上の事項を適当な用紙に書いて提出して下さい。

三、応募先 村研年報編集委員会事務局 吉沢四郎

四、備考 自由投稿には自由論題と研究ノートがあります。その決定は編集委員会が原稿を査読の結果行います。

会員異動

〈新入会員〉

岩淵 祐一(早稲田大学人間科学研究科)

市田(岩田) 知子(農業総合研究所)

加藤 晃一

築山 秀夫 (中央大学大学院生)

山本 昌弘

〒三一九一〇三 茨城県内原町鯉淵五九六五 鯉淵学園

勤務先(電話 〇二九二一五九一二八一)

〈住所変更〉

佐藤 雅也

佐藤 直由(山形大学)

〈氏名・住所変更〉

〔旧氏名〕 田中 和美 ↓〔新氏名〕 小林 和美

〈住所不明〉

以下の会員の住所がわかりません。ご存じの方は事務局までお知らせください。秋葉節夫